

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 20 号)

目 次

規 則

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (県民交流課) 1

規 則

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

石川県特定非営利活動促進法施行細則 (平成十年石川県規則第三十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第三条の二 条例第二条の二第二項の補正書の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

第四条の二を削る。

第六条第一項中「第三条第一項に規定する」を「第三条の」に改める。

第七条を次のように改める。

(定款の変更の届出)

第七条 条例第三条の二の届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(定款変更登記の登記事項証明書の提出)

第七条の二 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、別記様式第五号の二の提出書を知事に提出して行うものとする。

第八条の見出し中「提出等」を「提出及び公開」に改め、同条第一項中「法第二十九条第一項」を「法第二十九条 (法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「書類」を「事業報告書等」に、「別記様式第五号の二」を「別記様式第五号の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「法第二十九条第二項の閲覧」を「条例第四条第二項の規定による閲覧又は謄写」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立の認証を受けた場合	設立の登記の申請書に添付した定款、設立時の役員名簿、 設立の認証に関する書類の写し及び設立の登記に関する 書類の写し並びに設立後事業報告書等が作成されるまで の間にあつては、次に掲げる書類 (1) 法第十条第一項第七号の事業計画書 (2) 法第十条第一項第八号の活動予算書 (3) 法第十四条の財産目録	設立の登記完了後遅滞なく 提出

<p>一 合併の認証を受けた場合</p>	<p>合併の登記の申請書に添付した定款、合併時の役員名簿、合併の認証に関する書類の写し及び合併の登記に関する書類の写し並びに合併後事業報告書等が作成されるまでの間にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第七号の事業計画書</p> <p>(2) 法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第八号の活動予算書</p> <p>(3) 法第三十五条第一項の財産目録</p>	<p>合併の登記完了後遅滞なく提出</p>
<p>二 定款の変更の認証を受けた場合</p>	<p>変更後の定款及び定款の変更の認証に関する書類の写し</p>	<p>定款の変更の認証を受けた後遅滞なく提出</p>
<p>四 定款の変更に係る登記をした場合</p>	<p>当該定款の変更に係る登記に関する書類の写し</p>	<p>定款の変更に係る登記完了後遅滞なく提出</p>

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十九条を第二十五条とし、第十八条を第二十四条とし、第十七条を第二十二條とし、第十六条の次に次の六条を加える。

(認定又は仮認定の申請)

第十七条 条例第九条に規定する認定の申請書の様式は別記様式第十三号のとおりとする。

2 条例第九条に規定する仮認定の申請書の様式は別記様式第十四号のとおりとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第十八条 条例第九条の二の申請書の様式は別記様式第十五号のとおりとする。

(定款変更の認証に係る書類の提出の特例)

第十九条 条例第九条の三の提出書の様式は、別記様式第十六号のとおりとする。

(代表者の変更の届出)

第二十条 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は別記様式第十七号の提出書を知事に提出して行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十一条 条例第九条の四第一項の提出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

2 条例第九条の四第二項の提出書の様式は、別記様式第十九号のとおりとする。

3 条例第九条の四第三項の提出書の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

(合併の認定の申請)

第二十二條 条例第九条の五の申請書の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

別記様式第一号中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 その他の事務所の所在地

別記様式第一号備考3④中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条関係)

補 正 書

年 月 日

石川県知事 殿

住所又は居所
 申請者 氏名 ④
 電話番号
 [法人にあつては、名称、代表者の
 氏名及び主たる事務所の所在地]

年 月 日に申請した [補正する書類の種類] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項 (同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。
- 2 [補正する書類の種類] には、申請書の場合は、その申請書の名称 (「設立認証申請書」等) を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言 (「設立認証申請書に添付する法第 10 条第 1 項第 1 号の書類」等) を記載してください。
- 3 2 には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。
- 4 補正書には、補正後の書類を添付してください。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各 2 部を添付してください。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿 (役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
 - (6) 法第 26 条第 2 項の規定により添付する事業報告書等

④ 財産目録 [2 部] ④ ④

④ 第 23 条第 1 項 ④ 第 23 条 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) ④ ④ ④ ④ ④ ④

- (3) 変更後の役員名簿 [2 部] (ただし、法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。)) の規定により非所轄法人が提出する場合は 1 部)

④ ④ ④ ④ ④ ④ ④ ④

- 7 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。)) の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合に

は、提出先の団体が定めるところに従ってください。

第 14 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び法第 14 条第 1 項第 35 条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項第 26 条第 2 項第 2 部」及び第 26 条第 2 項第 2 部」の記載事項を添付してください。

4 法第 52 条第 3 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 26 条第 1 項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3 に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。

- (1) 法第 44 条第 2 項第 1 号に規定する寄附者名簿の写し (仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第 2 号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項 3 号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する以下の書類の写し
 - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
 - イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
 - b 役員等との取引
 - エ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - キ 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合 (その金額が二百万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び用途並びにその実施日

ウ 法第 45 条第 1 項第 3 号 (口に係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 3 項及び第 4 項に規定する以下の書類の写し

ア 助成金の支給の実績を記載した書類

イ 海外への送金又は金銭の持ち出し (その金額が二百万円以下のものを除く。) を行う場合、事前に、その金額及び用途並びにその予定日 (事前の作成が困難な場合はその実施日) を記載した書類

第 25 条第 6 項第 2 部」及び第 25 条第 6 項第 2 部」の記載事項を添付してください。

3 この届出書には、次に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- (2) 変更後の定款 [2 部] (ただし、法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により非所轄法人が提出する場合は 1 部)

4 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところに従ってください。

第 29 条第 1 項及び第 2 項」及び第 29 条 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) を添付してください。」

第 29 条第 1 項及び第 2 項」及び第 29 条 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) を添付してください。」

⑤ ⑥ 「(ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により非所轄法人が提出する場合は1部)」を記す欄に「収支計算書」及び「活動計算書」を記す欄に「役員の氏名」及び「前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名」を記す欄に記すこと。

3 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を行っていない場合には脚注においてその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところに従ってください。

⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

別記様式第5号の2(第7条関係)

定款変更登記完了提出書

年 月 日

石川県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 2 この提出書には、登記事項証明書2部(うち、写し1部)を添付してください(ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。)
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところに従ってください。

⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

4 その他の事務所の所在地

⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

別記様式第12号 (第16条関係)

< 表 面 >

第 号

官 職
氏 名
生年月日

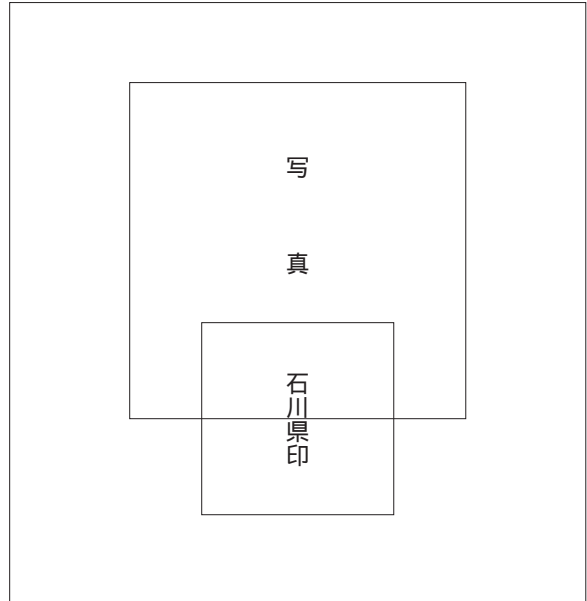
特定非営利活動促進法第41条第3項の規定による職員の証

平成 年 月 日

(有効期間 年)

所 轄 庁

石川県印



< 裏 面 >

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

- 第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。

石川県庁庶務課 | 〒930-8501 石川県金沢市 | TEL: 076-234-1111

別記様式第13号 (第17条関係)

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

受付印

平成 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒		電話 () -
	(フリガナ)			FAX () -
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			印
	設立年月日	平成 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日 ~ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 (自 年 月 日) (至 年 月 日) ()	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人	
過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()			
認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()			
仮認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()			

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地			左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒				
電話 () -				
FAX () -				
〒				
電話 () -				
FAX () -				

(注意事項)

- 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

別記様式第14号 (第17条関係)

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

受付印

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	申請者の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	Ⓜ
	設立年月日	平成 年 月 日
	事業年度	月 日 ~ 月 日
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()
過去の仮認定の有無 (過去に仮認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()	

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話 () - FAX () -		
〒 電話 () - FAX () -		
〒 電話 () - FAX () -		

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

別記様式第15号 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

受付印

平成 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)			
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	印		
	認定の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	平成 年 月 日	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人	
認定の有効期間の満了日の3月前の日	平成 年 月 日			
事業年度	月 日 ~ 月 日			

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話 () - FAX () -		
〒 電話 () - FAX () -		

(注意事項)

- 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)
- 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

別記様式第16号 (第19条関係)

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
 仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

受付印

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	従たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
	認定(仮認定)の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

別記様式第17号 (第20条関係)

認定特定非営利活動法人の代表者変更届
 仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届

受付印

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒
	(フリガナ)	
	法人名	電話 () - FAX () -
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	Ⓜ
	認定 (仮認定) の 有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項 (同法第62条において準用する場合を含む。) の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

別記様式第18号 (第21条関係)

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
 仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の所在地 〒 電話 () - FAX () -
	(フリガナ)
	名 称
	(フリガナ)
	代表者の氏名 ㊞
	認定 (仮認定) の有効期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項 (同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
		海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日		
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号 (口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項				
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			認定基準等チェック表 (第3表) 「口」の欄の記載は必要ありません。 「役員の状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	
寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			認定基準等チェック表 (第4表) (初葉) 認定基準等チェック表 (第5表) 認定基準等チェック表 (第7表)	
		欠格事由チェック表		

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、関係知事に提出してください。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」

「仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する同法第55条第1項を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事とする。)に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表(「ロ」欄の記載は必要ありません。)、第3表付表1・2、第4表(初葉)、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日 ~ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

別記様式第19号 (第21条関係)

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の所在地 〒 電話 () - FAX () -		
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名 ㊞		
	認定(仮認定)年月日 認定(仮認定)の有効期間	平成 年 月 日 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
支 給 日	支 給 対 象 者	支給金額	助成対象の事業等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」・「仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

別記様式第20号 (第21条関係)

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
 仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

受付印

平成 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話 () -	
	法人名	FAX () -	
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		㊟
石川県知事 殿	認定 (仮認定) 年月日	平成 年 月 日	
	認定 (仮認定) の有効期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日

海外へ200万円超の [送金 金銭の持出し] を [行うことになった] [行った] ので、特定非営利活動促進法
 第55条第2項 (同法第62条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下のとおり提出します。

金 額	使 途	予 定 日 (実施日)
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

.....

.....

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書・仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項 (同法第62条において準用する場合を含む。) の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

別記様式第21号 (第22条関係)

特定非営利活動促進法第63条第 1 項又は同条第 2 項の
合併の認定を受けるための申請書

受付印

平成 年 月 日 石川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒		電話 () -
	(フリガナ)			FAX () -
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	㊟		
	認定(仮認定)年月日	平成 年 月 日	法第63条第 1 項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	認定の有効期間 仮認定	自 年 月 日 至 年 月 日	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人	
事業年度	月 日 ~ 月 日			

特定非営利活動促進法第63条 第 1 項 の合併の認定を受けたいので申請します。
第 2 項

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () - FAX () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () - FAX () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () - FAX () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(注意事項)

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第34条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 申請本文の 第 1 項 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
第 2 項
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「 」で囲みます。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人 (合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人) の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- 申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)	
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区 分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

説 明

1 11の縣政は、財政に十分注意し、円滑に執行する。ただし、第1条1項の改正案は、回付して円滑に執行する。